

## 会員規約改定のお知らせ <2025年12月9日>

日頃は当社サービスをご利用いただき、誠にありがとうございます。  
2025年12月9日（火）より以下規約を改定いたします。  
※カード裏面の管理番号が「9」から始まる会員様が対象となります。

改定対象：  
カード会員規約  
あらかじめリボ特約  
※改定前後の内容につきましては、下記「新旧対照表（2025年12月9日改定）」をご確認ください。

### 新旧対照表（2025年12月9日改定）

No	対象規約	対象規約条項	旧：現状	新：2025年12月9日以降 (赤文字部分が変更箇所)
1	カード会員規約	第31条1項1号	毎月の弁済金は、当月15日におけるリボルビング払い利用残高を基準として、当社所定の方法により本会員が予め指定した支払いコースにより決定される金額とします。 ただし当月15日におけるリボルビング払い利用残高が、弁済金に満たない場合には当該リボルビング払い利用残高を翌月の約定支払い日に支払います。当該指定がない場合には当社が決定し本会員に通知した支払いコースにより決定される金額とします。なお、本会員より申し出があり、当社が認めた場合、当社所定の方法で支払いコースの変更ができるものとします。	毎月の弁済金は、 <b>残高スライド方式(旧「定額方式Aコース・Bコース」含む)</b> の場合は、当月15日におけるリボルビング払い利用残高を基準として、当社所定の方法により本会員が予め指定した支払いコースにより決定される金額とします。 <b>元利型定額方式の場合は、1千円以上1千円単位で当社所定の方法により本会員が予め指定した金額とします。本会員が支払い方式、支払いコース等の指定をしない場合は当社が決定し本会員に通知した支払い方式、支払いコースにより決定される金額とします。</b> ただし、当月15日時点におけるリボルビング払い利用残高および(2)で定めるリボルビング払いの手数料の合計額が弁済金に満たない場合には、当該リボルビング払い利用残高 <b>およびリボルビング払いの手数料の合計額</b> を翌月の約定支払い日に支払うものとします。なお、本会員より申し出があり、当社が認めた場合、当社所定の方法で <b>支払い方式、支払いコース</b> の変更ができるものとします。
2	カード会員規約	第31条1項4号	本会員の申し出があり、当社が認めた場合、本会員は、当社所定の方法でリボルビング払い利用の弁済金を増額することができます。	本会員の申し出があり、当社が認めた場合、本会員は、当社所定の方法でリボルビング払い利用の弁済金を <b>変更</b> することができます。
3	カード会員規約	第31条1項5号	-	<b>前三号にかかわらず、毎月の各約定支払い日においてリボルビング払い手数料として支払うべき金額が、弁済金（当該約定支払い日に「ボーナス加算金額」の支払いがある場合には弁済金と「ボーナス加算金額」の合計額。本項において以下同じ。）を上回った場合には、当該約定支払い日においては、弁済金ではなく、当該約定支払い日に支払うべきリボルビング払い手数料の額全額を支払うものとし、リボルビング払い利用中の本会員はこれを予め了承するものとします。</b>
4	カード会員規約	第37条9項	キャッシング月々返済（カードローン）返済元金は、キャッシング月々返済（カードローン）利用可能枠が50万円以下の場合には1万円とし、キャッシング月々返済（カードローン）利用可能枠が60万円以上の場合には2万円から9万円までの範囲で当社が別途通知した金額とします。ただし、当社が認めた場合、本会員は当社所定の方法により、1万円単位でキャッシング月々返済（カードローン）返済元金の金額を変更し、また返済方式としてボーナス月元金定額加算返済を併用することができるものとします。なお、ボーナス月元金定額加算返済を併用する場合、第6項にかかわらず、当社所定のボーナス指定月においては、本会員が申し出た1万円単位の任意額を加算した金額をキャッシング月々返済（カードローン）返済元金として支払うものとします。	キャッシング月々返済（カードローン）返済元金は、キャッシング月々返済（カードローン）利用可能枠が <b>10万円以下の場合には3千円とし、11万円以上50万円以下の場合には5千円から1万円までの範囲で、当社が別途通知した金額とします。</b> キャッシング月々返済（カードローン）利用可能枠が、51万円以上の場合には <b>1万5千円から、キャッシング月々返済（カードローン）利用可能枠が30万円増えるごとに5千円を加算した金額とします。</b> ただし、当社が認めた場合、本会員は当社所定の方法により、 <b>1千円単位</b> でキャッシング月々返済（カードローン）返済元金の金額を変更し、また返済方式としてボーナス月元金定額加算返済を併用することができるものとします。なお、ボーナス月元金定額加算返済を併用する場合、第6項にかかわらず、当社所定のボーナス指定月においては、本会員が申し出た <b>1千円単位</b> の任意額を加算した金額をキャッシング月々返済（カードローン）返済元金として支払うものとします。
5	カード会員規約	第39条1項	会員は、ATM・CDで以下の取引を行うことができます。なお、ATM・CDの種類や設置地域、店舗、ATM・CDを管理する金融機関・提携カード会社等などにより、利用できない取引があり、また、ATM・CDの設置店舗の営業時間やシステム保守などにより、利用できない時間帯があります。 (1) キャッシングサービスの利用。 (2) キャッシング月々返済（カードローン）の利用。 (3) キャッシング月々返済（カードローン）融資残高の繰上返済。 (4) リボルビング払い利用残高の繰上返済。	会員は、ATM・CDで以下の取引を行うことができます。なお、ATM・CDの種類や設置地域、店舗、ATM・CDを管理する金融機関・提携カード会社等などにより、利用できない取引があり、また、ATM・CDの設置店舗の営業時間やシステム保守、 <b>停電または通信障害などが生じた場合その他やむを得ない理由がある場合には、利用できないことがあります。</b> (1) キャッシングサービスの利用。 (2) キャッシング月々返済（カードローン）の利用。 (3) キャッシング月々返済（カードローン）融資残高の繰上返済。 (4) リボルビング払い利用残高の繰上返済。

6	カード会員規約	<リボルビング払いのご案内>	<p>(1) 毎月の弁済金</p> <p>① 定額方式</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">締切日時点のご利用残高</th> <th colspan="2">毎月の弁済金</th> </tr> <tr> <th>Aコース</th> <th>Bコース</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50万円以下</td> <td>1万円</td> <td>2万円</td> </tr> <tr> <td>50万円超 100万円以下</td> <td>2万円</td> <td>3万円</td> </tr> <tr> <td>100万円超</td> <td>3万円</td> <td>4万円</td> </tr> </tbody> </table>	締切日時点のご利用残高	毎月の弁済金		Aコース	Bコース	50万円以下	1万円	2万円	50万円超 100万円以下	2万円	3万円	100万円超	3万円	4万円	<p>② 残高スライド方式</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">締切日時点のご利用残高</th> <th colspan="2">毎月の弁済金</th> </tr> <tr> <th>標準コース</th> <th>長期コース</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10万円以下</td> <td>1万円</td> <td>5千円</td> </tr> <tr> <td>10万円超 20万円以下</td> <td>2万円</td> <td>1万円</td> </tr> <tr> <td>以降、10万円増すごとに</td> <td>1万円ずつ加算</td> <td>5千円ずつ加算</td> </tr> </tbody> </table>	締切日時点のご利用残高	毎月の弁済金		標準コース	長期コース	10万円以下	1万円	5千円	10万円超 20万円以下	2万円	1万円	以降、10万円増すごとに	1万円ずつ加算	5千円ずつ加算	<p>(1) 毎月の弁済金</p> <p>① 残高スライド方式</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">残高</th> <th colspan="7">支払いコース</th> </tr> <tr> <th>一般コース</th> <th>5千円コース</th> <th>1万円コース</th> <th>2万円コース</th> <th>3万円コース</th> <th>4万円コース</th> <th>5万円コース</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10万円以下</td> <td>5千円</td> <td>5千円</td> <td>1万円</td> <td rowspan="2">2万円</td> <td rowspan="2">3万円</td> <td rowspan="2">4万円</td> <td rowspan="2">5万円</td> </tr> <tr> <td>10万円超～20万円以下</td> <td>1万円</td> <td>1万円</td> <td>2万円</td> </tr> <tr> <td>20万円超～30万円以下</td> <td>1万5千円</td> <td>1万5千円</td> <td>3万円</td> <td>3万円</td> <td rowspan="2">4万円</td> <td rowspan="2">5万円</td> <td rowspan="2">6万円</td> </tr> <tr> <td>30万円超～40万円以下</td> <td>2万円</td> <td>2万円</td> <td>4万円</td> <td>4万円</td> </tr> <tr> <td>40万円超～50万円以下</td> <td>2万5千円</td> <td>2万5千円</td> <td>5万円</td> <td>5万円</td> <td>5万円</td> <td rowspan="2">6万円</td> <td rowspan="2">6万円</td> </tr> <tr> <td>50万円超～60万円以下</td> <td>3万円</td> <td>3万円</td> <td>6万円</td> <td>6万円</td> <td>6万円</td> </tr> <tr> <td>以降10万円増すごとに</td> <td>5千円ずつ加算</td> <td colspan="6">1万円ずつ加算</td> </tr> </tbody> </table>	残高	支払いコース							一般コース	5千円コース	1万円コース	2万円コース	3万円コース	4万円コース	5万円コース	10万円以下	5千円	5千円	1万円	2万円	3万円	4万円	5万円	10万円超～20万円以下	1万円	1万円	2万円	20万円超～30万円以下	1万5千円	1万5千円	3万円	3万円	4万円	5万円	6万円	30万円超～40万円以下	2万円	2万円	4万円	4万円	40万円超～50万円以下	2万5千円	2万5千円	5万円	5万円	5万円	6万円	6万円	50万円超～60万円以下	3万円	3万円	6万円	6万円	6万円	以降10万円増すごとに	5千円ずつ加算	1万円ずつ加算					
			締切日時点のご利用残高		毎月の弁済金																																																																																										
Aコース	Bコース																																																																																														
50万円以下	1万円	2万円																																																																																													
50万円超 100万円以下	2万円	3万円																																																																																													
100万円超	3万円	4万円																																																																																													
締切日時点のご利用残高	毎月の弁済金																																																																																														
	標準コース	長期コース																																																																																													
10万円以下	1万円	5千円																																																																																													
10万円超 20万円以下	2万円	1万円																																																																																													
以降、10万円増すごとに	1万円ずつ加算	5千円ずつ加算																																																																																													
残高	支払いコース																																																																																														
	一般コース	5千円コース	1万円コース	2万円コース	3万円コース	4万円コース	5万円コース																																																																																								
10万円以下	5千円	5千円	1万円	2万円	3万円	4万円	5万円																																																																																								
10万円超～20万円以下	1万円	1万円	2万円																																																																																												
20万円超～30万円以下	1万5千円	1万5千円	3万円	3万円	4万円	5万円	6万円																																																																																								
30万円超～40万円以下	2万円	2万円	4万円	4万円																																																																																											
40万円超～50万円以下	2万5千円	2万5千円	5万円	5万円	5万円	6万円	6万円																																																																																								
50万円超～60万円以下	3万円	3万円	6万円	6万円	6万円																																																																																										
以降10万円増すごとに	5千円ずつ加算	1万円ずつ加算																																																																																													
			<p>※ご指定のない場合は定額方式Aコースとさせていただきます。</p> <p>※ 弁済金がお支払いコースの最低額に満たない場合は、弁済金全額をお支払いいただきます。</p>	<p>② 元利型定額方式</p> <p>1千円以上1千円単位で当社所定の方法により本会員が予め指定した金額とします。</p> <p>※ご指定のない場合は残高スライド方式一般コースとさせていただきます。</p> <p>本会員は、毎月の弁済金に関する支払い方式、支払いコースを変更する場合には、当社所定の方法で下表から変更後の支払い方式、支払いコースを選択するものとします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>変更内容</th> <th>選択可能支払いコース</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>残高スライド方式への変更</td> <td rowspan="2">①の表で示す支払いコース</td> </tr> <tr> <td>残高スライド方式の支払いコースの変更</td> </tr> <tr> <td>元利型定額方式への変更</td> <td>1千円以上1千円単位の金額 ただし、リボルビング払いの手数料のみのお支払いとなる変更はできません。 また、お持ちのカードの種類および変更のお申し出方法により、変更できる金額の上限が異なる場合があります。</td> </tr> </tbody> </table>	変更内容	選択可能支払いコース	残高スライド方式への変更	①の表で示す支払いコース	残高スライド方式の支払いコースの変更	元利型定額方式への変更	1千円以上1千円単位の金額 ただし、リボルビング払いの手数料のみのお支払いとなる変更はできません。 また、お持ちのカードの種類および変更のお申し出方法により、変更できる金額の上限が異なる場合があります。																																																																																				
変更内容	選択可能支払いコース																																																																																														
残高スライド方式への変更	①の表で示す支払いコース																																																																																														
残高スライド方式の支払いコースの変更																																																																																															
元利型定額方式への変更	1千円以上1千円単位の金額 ただし、リボルビング払いの手数料のみのお支払いとなる変更はできません。 また、お持ちのカードの種類および変更のお申し出方法により、変更できる金額の上限が異なる場合があります。																																																																																														

なお、2025年12月9日以前からリボルビング払いをご利用いただいている本会員の方で、旧「定額方式Aコース/Bコース」が適用されている場合は下表のとおりとします。

旧「定額方式Aコース/Bコース」

締切日時点での ご利用残高	毎月の弁済金	
	Aコース	Bコース
50万円以下	1万円	2万円
50万円超～100万円以下	2万円	3万円
100万円超	3万円	4万円

7	カード会員規約	<リボルビング払いのご案内>	<p>(3) お支払い例 (お支払いコースが定額方式 A コースの場合)</p> <p>4 月 16 日から 5 月 15 日までに 100,000 円ご利用の場合</p> <p>○締切日 (5 月 15 日)</p> <p>リボルビング払い利用残高 100,000 円</p> <p>毎月の弁済金 (6 月 10 日お支払い分 10,000 円)</p> <p>ご利用代金 (元金) 充当 10,000 円</p> <p>弁済金お支払い後のリボルビング払い利用残高 90,000 円</p> <p>(100,000 円 - 10,000 円)</p> <p>○締切日 (6 月 15 日)</p> <p>リボルビング払い利用残高 90,000 円</p> <p>毎月の弁済金 (7 月 10 日お支払い分) 10,000 円</p> <p>ご利用代金 (元金) 充当 8,501 円</p> <p>(10,000 円 - 1,499 円)</p> <p>手数料充当額 1,499 円</p> <p>(3,040,000 円 × 18.00% ÷ 365 日)</p> <p>弁済金お支払い後のリボルビング払い利用残高 81,499 円</p> <p>(90,000 円 - 8,501 円)</p> <p>(注) 手数料計算方法</p> <p>{100,000 円 × 25 日 (5 月 16 日 ~ 6 月 9 日) + 90,000 円 × 6 日 (6 月 10 日 ~ 6 月 15 日)} × 18.00% ÷ 365 日 = 1,499 円</p>	<p>(3) お支払い例 (お支払いコースが残高スライド方式 10,000 円コース、旧「定額方式 A コース」の場合)</p> <p>4 月 16 日から 5 月 15 日までに 100,000 円ご利用の場合</p> <p>○締切日 (5 月 15 日)</p> <p>リボルビング払い利用残高 100,000 円</p> <p>毎月の弁済金 (6 月 10 日お支払い分 10,000 円)</p> <p>ご利用代金 (元金) 充当 10,000 円</p> <p>弁済金お支払い後のリボルビング払い利用残高 90,000 円</p> <p>(100,000 円 - 10,000 円)</p> <p>○締切日 (6 月 15 日)</p> <p>リボルビング払い利用残高 90,000 円</p> <p>毎月の弁済金 (7 月 10 日お支払い分) 10,000 円</p> <p>ご利用代金 (元金) 充当 8,501 円</p> <p>(10,000 円 - 1,499 円)</p> <p>手数料充当額 1,499 円</p> <p>(3,040,000 円 × 18.00% ÷ 365 日)</p> <p>弁済金お支払い後のリボルビング払い利用残高 81,499 円</p> <p>(90,000 円 - 8,501 円)</p> <p>(注) 手数料計算方法</p> <p>{100,000 円 × 25 日 (5 月 16 日 ~ 6 月 9 日) + 90,000 円 × 6 日 (6 月 10 日 ~ 6 月 15 日)} × 18.00% ÷ 365 日 = 1,499 円</p>										
8	カード会員規約	末尾	(2025 年 3 月 16 日改定)	(2025 年 12 月 9 日改定)										
9	あらかじめリボ特約	第2条1項	<p>本条において「指定金額」とは、本サービス利用代金および本件手数料額 (以下、総称して「本サービス対象代金」といいます。) の支払いとして毎月の各約定支払い日において支払う金額の上限額として、特約会員である本会員 (以下「特約本会員」といいます。) が当社所定の方法により 5 千円以上 5 千円単位 (ただし、上限を 10 万円とします。) で指定した金額をいいます。</p>	<p>本条において「指定金額」とは、本サービス利用代金および<b>本サービスの手数料</b> (以下、総称して「本サービス対象代金」といいます。) の支払いとして毎月の各約定支払い日において支払う金額の上限額として、特約会員である本会員 (以下「特約本会員」といいます。) が当社所定の方法により、<b>下表に規定する単位</b>で指定した金額をいいます。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>指定金額</td> <td>指定単位</td> </tr> <tr> <td>3,000円</td> <td rowspan="3">1,000円単位</td> </tr> <tr> <td>～</td> </tr> <tr> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>15,000円</td> <td rowspan="3">5,000円単位</td> </tr> <tr> <td>～</td> </tr> <tr> <td>100,000円</td> </tr> </table>	指定金額	指定単位	3,000円	1,000円単位	～	10,000円	15,000円	5,000円単位	～	100,000円
指定金額	指定単位													
3,000円	1,000円単位													
～														
10,000円														
15,000円	5,000円単位													
～														
100,000円														
10	あらかじめリボ特約	第2条2項	<p>特約本会員が「指定金額」として指定できる金額は、指定金額の登録時点における本サービス利用代金の残高 (以下「本サービス利用残高」といいます。) に応じた下表の「最低指定額」欄の金額以上の金額で、かつ 5 千円単位で指定した金額とします。ただし、当社が特に認めた場合はこの限りではありません。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>本サービス利用残高</td> <td>20万円以下</td> <td>20万円超 50万円以下</td> <td>50万円超 100万円以下</td> <td>100万円超</td> </tr> <tr> <td>最低指定額</td> <td>5千円</td> <td>1万円</td> <td>2万円</td> <td>3万円</td> </tr> </table>	本サービス利用残高	20万円以下	20万円超 50万円以下	50万円超 100万円以下	100万円超	最低指定額	5千円	1万円	2万円	3万円	<p>特約本会員は、指定金額の登録時点における本サービス利用代金の残高 (以下「本サービス利用残高」といいます。) に応じた、<b>本サービスの手数料のみの支払いとなる金額を指定金額とすることはできないものとします。</b></p>
本サービス利用残高	20万円以下	20万円超 50万円以下	50万円超 100万円以下	100万円超										
最低指定額	5千円	1万円	2万円	3万円										
11	あらかじめリボ特約	第4条1項	<p>本サービスの利用を取り止める場合は、特約本会員が当社の定める方法で本特約を解約する旨の申し出を行うものとします。なお、本特約を解約する際に本サービス利用残高がある場合には当社所定のリボルビング払いの支払いコースにて支払うものとします。</p>	<p>本サービスの利用を取り止める場合は、特約本会員が当社の定める方法で本特約を解約する旨の申し出を行うものとします。なお、本特約を解約する際に本サービス利用残高がある場合には当社所定のリボルビング払いの<b>元利型定額方式で指定金額と同額</b>を支払うものとします。</p>										
12	あらかじめリボ特約	末尾	(2025 年 3 月 16 日改定)	(2025 年 12 月 9 日改定)										